1ページ

第1章　計画策定の基本的な考え方

1　計画策定の背景・趣旨

(1)計画策定の目的

高知県では、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会（注1）」の実現を目指して、平成16年3月に第1期計画となる「高知県障害者計画　ともに地域で安心して暮らすために」を、また、平成25年3月には第2期計画を策定し、障害のある人に対する取組を総合的・計画的に推進してきました。

第2期計画の策定以降、国においては、障害者の権利に関する条約（注2）(障害者権利条約)の批准や様々な制度改正等をとおして、障害のある人の権利擁護の推進や障害福祉サービスの充実等が図られてきています。

その一方で、障害のある人の高齢化や障害の重度化、更には家族の高齢化や「親亡き後」に向けた支援、医療的ケアの必要な子どもや発達障害（注3）のある子どもに対する支援の充実、強度行動障害（注4）など専門的な支援が必要な障害のある人への対応等の強化が求められています。

1ページの語句の説明

（注1）共生社会

障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会をいいます。

（注2）障害者の権利に関する条約

障害のある人全ての基本的人権を促進・保護することや固有の尊厳の尊重を促進することを目的にした条約です。

平成18年12月13日に第61回国連総会で採択され、平成20年5月に発効し、185カ国が批准しています(令和4年6月現在)。

日本は、平成19年9月28日に署名をし、平成26年1月20日に批准、同年2月19日に効力が発生しました。

（注3）発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)その他これに類する脳機能の発達が関係する生まれつきの障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

（注4）強度行動障害

自傷行為やものを壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭等でかなりの努力をしても対応が難しい状況が続き、特別な支援が必要な状態をいいます。

1ページの語句の説明、終わり

2ページ

また、新型コロナウィルス感染症の拡大は社会に非常に大きな影響を与えました。障害のある人やそのご家族も日常生活において様々な制約を受けるとともに、障害への配慮が不十分であるために生じた困りごとも多く見られました。一方で、コロナ禍では、人と人が気にかけ合う関係性や地域でのつながりの大切さが再認識されました。

また、新型コロナウィルス感染症の拡大は社会に非常に大きな影響を与えました。障害のある人やそのご家族も日常生活において様々な制約を受けるとともに、障害への配慮が不十分であるために生じた困りごとも多く見られました。一方で、コロナ禍では、人と人が気にかけ合う関係性や地域でのつながりの大切さが再認識されました。

こういった障害のある人を取り巻く社会環境の変化に対応するとともに、新たな課題やニーズを踏まえながら障害者施策の一層の充実を図るため、令和5年度を始期とする「第3期高知県障害者計画」(以下「本計画」という。)を新たに策定するものです。

(2)計画の位置付け

障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画」として、高知県における障害者施策の基本的方向を示す県行政の指針となる計画です。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としても位置付けます。

県民や民間企業等に対して広く理解を求め、障害のある人自身はもとより、すべての県民の自主的・主体的な行動のための目標、指針とします。

平成30年の改正社会福祉法の施行により福祉分野の上位計画に位置付けられた「高知県地域福祉支援計画（注5）」をはじめとする各分野の関連計画との整合・調整を図りながら取組を進めます。

2ページの語句の説明

（注5）高知県地域福祉支援計画

社会福祉法に基づき、本県における地域福祉を推進するための基本指針であり、福祉・保健・医療分野と連携し、関係する個別の福祉関係計画との整合性を図りつつ、地域福祉の視点から本県が定める計画です。

2ページの語句の説明、終わり

3ページ

「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることができる高知県」を目指して策定した「日本一の健康長寿県構想（注6）」と一体的に取組を進めます。

平成27年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標(ＳＤＧｓ)（注7）」の「誰一人として取り残さない(leave no one be平成ind)」の理念を踏まえ、共生社会の実現に向けて行政や企業、ＮＰＯ、地域住民など地域のあらゆる関係者の協働により取組を進めます。

「持続可能な開発目標（SDGs）」のイラスト図

3ページの語句の説明

（注6）日本一の健康長寿県構想

本県の保健、医療、福祉の課題解決に向けて、これまで取り組んできた施策に新たな取組も加えて、平成22年2月にとりまとめた構想です。

「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指して、策定後の様々な変化に的確に対応しながら、より政策効果が上がるように、毎年見直しを行うこととしています。

（注7）持続可能な開発目標(ＳＤＧｓ)

平成27年に開催された国連サミットにおいて採択され、17のゴール(目標)と169のターゲットを設定した、平成28年から令和12年までの国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる幅広い課題に統合的に取り組むこととしています。

3ページの語句の説明、終わり

4ページ

(3)計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和11年度までの７年間とします。

なお、計画期間内であっても、大きな制度改正、障害のある人を取り巻く社会情勢や施策の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

(令和8年度に「障害福祉計画」の改定と併せて中間見直しを行う予定です。)

(4)「障害」の定義

本計画における「障害」とは、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害(政令で定める難病（注8）などによる障害を含む)をさすものとし、「障害のある人(障害者)」とは、障害や社会的障壁（注9）によって継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすものとします。

4ページの語句の説明

（注8）難病

難病の患者に対する医療等に関する法律により、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない稀少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

（注9）社会的障壁

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行や利用しにくい施設、設備など)、制度、慣行(障害のある人を意識していない慣習、文化など)、観念(偏見など)その他一切のものをいいます。

4ページの語句の説明、終わり